

法曹養成制度検討会議 第5回会議 議事録

第1 日 時 平成24年12月18日（火）自 午前10時03分
至 午後 0時21分

第2 場 所 法務省第一会議室

第3 議 題

- 1 開 会
- 2 法学未修者の教育について
- 3 法科大学院関係者に対するヒアリング
- 4 次回の予定
- 5 閉 会

第4 出席委員等 佐々木座長，竹歳内閣官房副長官，松野法務大臣政務官，文部科学省板東
高等教育局長（笠文部科学副大臣代理），伊藤委員，井上委員，岡田委員，
翁委員，鎌田委員，清原委員，久保委員，国分委員，田島委員，田中委員，
萩原委員，丸島委員，和田委員，最高裁判所事務総局小林審議官，日本弁
護士連合会橋本オブザーバー

議 事

○松並官房付 予定の時刻となりましたので、法曹養成制度検討会議の第5回会議を始めさせていただきます。進行は佐々木座長にお願いいたします。

○佐々木座長 おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

本日は、大島総務副大臣、武正財務副大臣、笠文部科学副大臣、岸本経済産業大臣政務官、南雲委員、宮脇委員、山口委員、最高検察庁林オブザーバーが欠席されております。笠文部科学副大臣の代理として、板東高等教育局長が出席されております。また、竹歳内閣官房副長官は、遅れて御出席されると伺っております。

また、本日は、法科大学院関係者からのヒアリングを予定しており、一橋大学法科大学院の後藤教授にお越しいただいております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○松並官房付 本日、皆様のお手元にお配りしております資料は4点ございます。資料1は、事務局作成の資料です。資料2は、文部科学省作成の資料です。資料3は、国分委員提出の資料です。資料4は、ヒアリングに御出席いただきます一橋大学法科大学院後藤教授作成のレジュメです。また、席上には各種参考資料をつづったファイルを置いておりますので、適宜御参照ください。

○佐々木座長 それでは、本日の議題に入ります。本日は、主として未修者の教育について議論することとなっておりますが、まず、事務局から議論の前提となる資料の説明をお願いします。

○松並官房付 資料1を御覧ください。本日は、議事次第にございますように、法科大学院に関する論点のうち、主に「法学未修者の教育」について御協議いただきたいと考えております。この論点に関わる資料を御準備いたしましたので、その内容を簡単に御説明いたします。

まず、資料目録をめくりまして、1ページ目の資料1は、法曹の養成に関するフォーラム論点整理のうち、法学未修者の教育についての記載部分を抜粋したものです。

5ページ以降の資料2から資料12までは、法学未修者に関わる資料を法科大学院への入学から司法試験まで順に整理をしております。

まず、5ページの資料2を御覧ください。これは法科大学院の入学者選抜についての資料です。ここにありますように、各法科大学院の入学者選抜の方法は、適性試験の結果を利用しているという点では共通しておりますが、その考慮割合や選抜方法は各法科大学院によって異なります。また、既修者については、未修者と異なり、法律科目の試験が行われますが、その他の考慮事項や方法も各法科大学院によって様々です。

次の7ページには、入学者選抜に占める各選抜方法の考慮割合を示した表と円グラフを記載しております。上が未修者、下が既修者の入学選抜についての表です。

次に、適性試験の詳細については、9ページの資料3-1を御覧ください。適性試験は、法律学の学識ではなく、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等の資質を試すものとされており、適性試験の問題は、3の(2)にありますように、論理的判断力を測る問題、分析的判断力を測る問題、長文読解力を測る問題、表現力を測る問題の4部構成となっております。別紙として問題例を添付しております。また、19ページに、資料3-2として、文部科学省より御提供いただきました適性試験管理委員

会作成の適性試験スコアと法科大学院成績・司法試験合否との関連についての資料を添付しております。

次に、23ページの資料4を御覧ください。これは、法科大学院の入学者数の状況についての資料です。上が既修・未修別の入学者数・割合の推移、下は既修・未修別の社会人の割合についての推移のグラフです。次のページを御覧ください。これは、一番上のグラフは既修者・未修者別の人数の推移、2番目は、既修者の入学者を法学部出身、非法学部出身に分けたもの、3番目は、未修者の入学者数を法学部・非法学部に分けたものです。黄色が法学部出身、えんじ色が非法学部出身であり、特に未修者に占める非法学部出身者の割合が減少していることが分かります。

25ページの資料5を御覧ください。法科大学院における授業科目について表にまとめたものです。一番左の欄には、文部科学省告示に規定されている4つの科目群、真ん中の欄はその具体的な内容を記載しています。これらの科目群について、どれを何単位取らなければならないかとするか等については、各法科大学院によって異なりますので、この表には3つの大学の例を示しています。次のページには、法科大学院における履修例を未修者、既修者それぞれについて2パターン示しています。履修例①の未修者の例を見ていただきますと、1年次に憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法のほか、行政法、商法という法律基本科目が置かれています。履修例②では、1年次には憲法、民法、刑法と訴訟法のみが置かれています。

次に、29ページの資料6は、未修者1年次から2年次への進級状況についての資料です。いわゆるGPA制度などの進級制度を設けていない法科大学院もありますので、この資料は進級制度を導入している法科大学院のみについての数値となっています。1ページ目は、全体の進級者数と進級率の推移、次のページは、それを法学部出身者と非法学部出身者に分けて見たグラフです。

次に、31ページの資料7を御覧ください。これは、法科大学院の修了認定状況についての資料です。この中のピンクの折れ線グラフにあるとおり、標準修業年限での修了率は、特に未修者について低くなっております。32ページは、既修・未修別、法学部・非法学部別に見た標準修業年限修了率の推移を折れ線グラフで示したものです。未修者の非法学部出身者の標準修業年限修了率が最も低く、平成23年度では約50%となっています。33ページは、その4つの分類別に入学者数と修了者数を棒グラフで示したものです。

35ページの資料8は、これまでも何度か御覧いただいておりますが、司法試験の合格状況について、既修・未修、法学部・非法学部別に見た資料です。次の棒グラフや折れ線グラフを御覧いただきますと、司法試験最終合格率は、既修者と比較して、未修者が低くなっていることが分かります。

次に、41ページの資料9は、法科大学院修了年度別に法科大学院修了後1年目の司法試験の受験率と合格率についての資料です。この資料からは、未修者の1年目受験率が低い、すなわち1年目の司法試験を受験しない、いわゆる受け控えの率が高いこと、受験した者の合格率も低いことが分かります。

43ページの資料10は、司法試験最終合格者全体について、法学部系の学部卒業者と非法学部系の学部卒業者の割合を示したものです。オレンジ色の折れ線が法学部系、青色の折れ線が非法学部系の割合を示しています。

45ページの資料11は、法科大学院修了年度別の累積合格率を既修・未修別に示した表です。既に5年の受験期間を経過している平成19年度修了者までの累積合格率に既修は青、未修は赤の色を付けており、平成19年度を見ていただきますと、既修者の累積合格率は66.48%であるのに対し、未修者は35.29%となっています。

次に、47ページの資料12は、法科大学院別に見た平成17年度から23年度までの総合合格率を既修・未修別に見た資料で、1ページ目は未修者の総合合格率順に並べたもの、次のページは既修・未修を合わせた総合合格率順に並べたものです。太い線は平均の位置を示しているものです。

次に、49ページの資料13を御覧ください。これは、法科大学院の入学から司法試験までの流れを未修者・既修者別に比較したのですが、左が未修者、右が既修者です。入学者選抜や法科大学院で履修する科目の違い等を示しているほか、青色の四角で、入学者数や標準修業年限修了率、司法試験の合格率等に関するデータも付記しております。

最後に、51ページの資料14を御覧ください。こちらは、前回第4回会議で出ました法科大学院の定員・設置数に関する意見について、整理したものですので御参照ください。

資料についての説明は以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、文部科学省の板東高等教育局長から未修者教育の充実方策について、その御検討結果を御説明いただきたいと思っております。よろしくどうぞ。

○板東高等教育局長 文部科学省板東でございます。お手元の資料2-1を使いまして、御説明をさせていただきます。それから、前回、田中委員の方から宿題をいただいておりますので、それにつきましては資料2-2として配布しております。後ほど御説明をさせていただきますと思っております。

まず、資料2-1を御覧いただきたいと思っております。

2ページは、前回御説明を申し上げました法科大学院改革の概要でございますが、第1次、第2次と改革を進めてきており、現在、第2次の改革の推進中でございます。その中で今日は法学未修者教育の充実について御説明申し上げたいと思っております。これは現在、中央教育審議会の法科大学院特別委員会の下にワーキンググループを設けまして、検討をさせていただいているところでございます。

3ページでございますけれども、当初の司法制度改革における考え方といたしまして、法曹の多様性の確保というのが非常に重要とされ、質・量ともに豊かな法曹の養成ということで、多様な人材の確保を目指して制度設計をするということになっているわけでございます。3ページの囲みの中にもございますように、これからの法曹の需要に関しては、ますます多様化・高度化していくということで、様々な分野、法学以外の他分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことや、社会人も含めて広く門戸を開放することが必要だということをお指摘いただいているわけでありまして。

3ページの下にもございますように、法科大学院の制度設計といたしましては、標準修業年限は3年でございますけれども、法学の基礎的な学識を有すると認められるもの、いわゆる法学既修者に限って30単位を超えない範囲で単位を修得したものとみなして、2年で修了できるということでございます。標準を3年としながら1年を短縮できるという形になっているということで、いわゆる3年のところを法学未修者向けの教育という言い方をしている

わけでございます。

4ページを御覧いただきたいと思います。法学未修者教育に関する課題といたしましては、特に量的な問題での課題ということで、特に入り口と出口というところで見ますと、非常に大きな乖離があり、司法試験合格率が低迷をしているということでございます。全体で見ましても、前回御説明をさせていただいたとおりでございますけれども、特に法学未修者につきましては、様々なデータを見ても合格率、修了率、その他について課題があるということで、累積合格率については、このページの一番左の下にございますように、既修者の方が6割を超えているのに対して、未修者の方は3割弱という状況でございます。

5ページを御覧ください。この入り口と出口の乖離があるわけでございますけれども、今、入学者に関しては大幅に減少してきているということでございます。後でほかのデータも御覧いただきますけれども、法学未修者を中心として入学者数が非常に大幅に減少しているという状況がございまして、未修者の方は、このページの右下の方にございますように、平成18年では3,605名でありましたが、平成24年では入学者が1,325人となっております。既修者の方は2,179人でありましたが、平成24年では1,825人ということで、未修者の方が特に減少している状況でございます。

また、今後、入り口と出口のミスマッチの問題がどういうふうになるかということでございますけれども、前回田中委員から、修了者のシミュレーションにつきまして、現状の入学者数の水準を基にして、司法試験累積合格率はどのようになっていくのかというシミュレーションをしてほしいという御指摘がございました。これについては、資料の2-2を御覧いただければと思います。前回法務省からお出しいただいた資料に、若干現在の数を加えているものでございますけれども、これにつきましては、現在の入学者数3,150人が継続すること、また、司法試験の合格者が例えば2,000人で維持することといたしますと、ここがございますように、司法試験の累積合格率が63.5%になっていくというような状況にあるわけでございます。

次のページを御覧いただきまして、既修者・未修者に分けて見ていきますと、今申し上げた合格者2,000人の場合で、累積合格率が既修者で66%、未修者で6割弱ということになっていくだろうというシミュレーションでございます。

次のページにございますように、24年入学者対平均合格率ということですが、この乖離が非常に少なくなってくるという状況がシミュレートできるわけでございます。

資料2-1の方にお戻りいただきたいと思います。6ページに先ほど申しましたシミュレーションなどを示させていただいているところでございますけれども、引き続き、前回御説明をいたしましたように、公的支援の更なる見直しなど進めていき、自主的・自律的な組織見直し、定員の是正などを促進していきたい、取組を加速していきたいというふう考えているところでございます。

7ページを御覧いただきたいと思います。法学未修者の今の状況をまとめさせていただいたものでございます。未修者の入学者数は大幅に減少しているということで、多様なバックグラウンドを有する人材確保ということから見て、かなり大きな問題が出てきているのではないかとございまして、未修者の中にもいろいろな方がいらっしゃるわけでありまして、入学者の内訳としては、法学部を修了した学生というのが実はかなりの割合となっております。そして、法学部を修了した社会人、法学部以外の学部を修了した学生、法学

部以外の学部を修了した社会人を色分けして見てまいりますと、法学部出身者以外、あるいは社会人というのが全体として大幅に減っているという状況がございます。それから、既修者の方にも、当然法学部以外の学部を修了した学生、あるいは社会人がいるわけでございますけれども、御覧いただきますように減ってきているということで、多様な人材の確保というところが困難になってくるおそれがあるのではないかと。この未修者教育を大幅に改善していくということが、法曹養成制度の改革のねらいということからも重要だということがございます。

8ページを御覧いただきたいと思います。法学未修者教育に関しては、幾つかの課題があるわけでありまして。特に多様な方が含まれている中で、それぞれに異なる課題があるわけがございます。まず、法学部以外の学部出身者に関しては、法学に関する知識や基盤が十分ではないということ、これをどう充実させていくかということがございます。それから、法学部出身者で、しかしきちんと基礎から学びたいという者に関しては、初めて法学を学ぶ者との間に差があって、学習意欲などの面で全体に影響を及ぼす可能性もあるということ、これをどう考えていくのかということがございます。それから、社会人経験を持っている者に関しましては、特に社会人が学ぶというところの環境がまだいろいろな意味で十分ではないところがあるのではないかと。そして、こういう多様なものが含まれた形で学ぶということに対して、この大きな差があるということもございまして、それぞれに対してのきめ細かな対応を考えていかなくてはいけないのではないかと。このことがございます。

このような課題を踏まえまして、中央教育審議会ワーキンググループを設けて、抜本的な充実方策を検討し、その取りまとめをしているところであり、これはさらに具体化に向けての検討をしていきたいと思っております。方向性として、ここにございますように、システム改革に向けた検討と、入学前から卒業後を一貫した充実方策という大きく2つの柱を設けております。

具体的には、9ページを御覧いただきたいと思います。システム改革に向けた検討として、3つの柱がございまして、まず、法科大学院全体を通じた到達度判定の仕組みを考えていく必要があるのではないかと。例えば、医学教育などについては、共用試験などが行われているところでございますけれども、例えばここにございますように、2年次に進級するときに「共通到達度確認試験（仮称）」を導入するなどといったことを考えていく必要があるのではないかと。あるいは3年次に進級していくときにも、その後の学習に必要な知識、能力の修得を判定していくという仕組みを考えていく必要があるのではないかと。こういった進級の節目にきちんと到達度を判定していくということが必要になってくるのではないかと。そういう仕組みを検討していこうということでございます。これは、厳格にふるい落とすというよりも、学修の一步一步をきちんと固めていくということが、それぞれ履修していくという上でも非常に重要な役割を果たしていくのではないかと。今、非常に少人数の法科大学院というのも増えてきておりますので、こういった共通しての到達度判定の仕組みというのをつくっていくというのは、学習者にとっても大きな利益があるのではないかと。このことがございます。

次に、基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能にできるような改善の検討が必要

になってくるのではないかとということでございます。社会人などもほかの経験などを持っているということもございますので、展開・先端科目などを一部免除することができるような仕組みなど基本的な法律科目をより重点的に教育するような改革が必要になってくるのではないかとということでございます。

次に、入学者選抜の改善の検討でございます。入学者の法的なセンスの関係でなかなか苦慮しているというようにお話もでございます。入学者選抜においてどのように判定をしていくかという改善の検討が必要になってくるということでございます。

最後に10ページでございますけれども、入学前、入学後、卒業後という一貫した教育指導の充実ということで、入学前においても、必要な教材知識等を提供して、法科大学院に入ってから学びをスムーズにしていくような充実方策というのを考えていく必要があるのではないかとということでございます。入学後に関しましても、特に書くということに関わるような科目の充実、ICT等を活用したテスト等の活用などの充実方策というのを考えていく必要があるのではないかとということでございます。卒業後についても、学修の環境を充実していく、相談体制を充実していくといったようなことを含めまして、全体として充実した教育体制、FDなどをさらに進めていく必要があるのではないかとということ、あるいは地域ごとの法科大学院の共同といったようなことも進めていく必要があるのではないかとということでございます。このようなことを御指摘いただいております、これを踏まえての法学未修者教育の充実をしていきたいということを考えているところでございます。以上でございます。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

前回、教育の質の向上について、活発な御議論をいただきましたが、今回はその中でも特に未修者の教育について検討をお願いしたいと思っております。ただ今文部科学省から御説明のありました改善方策について、これも踏まえて御意見を是非伺いたいと思っているわけですが、まずこの点に関しまして、ただ今ちょっと言及されましたんですけれども、医学の領域におきましてはいろいろな工夫がなされているということをお聞きしております。そこで、国分委員から資料が提出されておりますので、少しそのシステムや内容につきまして、同委員から御説明を賜りたいと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

○国分委員 ただ今、文部科学省から、今後の充実方策の一つとして到達度判定の仕組みを考えた、とのことでしたが、そこで私が説明させていただきますのは、医学系と歯学系を合わせた医療系大学間共用試験のうちの、医学系共用試験についてです。

医学部6年間のうちの臨床実習に入る前、一般には4年生の後半に行われるものでして、全国に80ある医科大学、大学医学部の全てが参加しています。

まず最も大事なこととして、医師養成は国民の命と健康を守るために不可欠な国家的・社会的に重要な事業であるとの理念があつて、6年間の医学教育の質が国際的にも遜色のないものとなるよう、絶えず向上への努力がなされています。その医学教育改革の一環として、近年、臨床実習を見学型から欧米で広く行われている診療参加型へと改善することが必要になりました。

共用試験の趣旨は、全国共通の評価基準によって、医師免許証のない医学生の臨床実習への参加が許されるのに必要不可欠な知識、技能、態度が備わっていることを社会に対して保証することにあります。その全国成績は公開され、各校と各学生個人に成績が返却されます。

それらの情報は、学生にとっては学習到達程度の自己評価に、そして各大学にとっては自校の教育成果の指標であって、カリキュラム及び教育方法等の改善に有用な資料となります。

その導入には、平成13年に文部科学省が医学教育モデル・コア・カリキュラム、教育内容ガイドラインを提示したことが直接的な契機となったといえます。翌14年から4回のトライアルを経て、平成17年12月から正式に開始されました。文部科学省ではなく、社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が主管し、各校に担当組織があります。2種類の試験、すなわちコンピューターを用いた客観試験、CBTと、客観的臨床能力試験、OSCEからなっています。なお、共用試験の成績は、進級判定における評価の1つとして用いられることになっていますが、各大学で実施する他の評価の成績と組み合わせることによって総合的な評価が行われ、進級の適否が判定されています。この辺りが国家試験と異なって、相対的です。OSCEは、アメリカなどで医師免許の臨床能力試験に採用されていますので、いずれ日本でもこれが国家試験に導入されるのではないかと考えられます。

CBTは知識の総合的理解度を評価するものでして、モデル・コア・カリキュラム、通称コアカリと呼んでおりますが、それに則って、基礎から臨床の幅広い分野にわたって蓄積されたプール問題、2万題以上あると聞いておりますが、そのプール問題から受験生ごとに異なった試験問題がランダムに出題されます。隣の学生のコンピューター画面を見ても違うものが出されているということです。難しさが違うと評価に困りますので、それも調整されております。正答率に応じて、医学系だけですが、6段階で評価しております。正規分布の1SD、2SDで段階分けされており、2SD以下の正答率は1点です。そのような学生は将来医師国家試験に合格しないであろうといった具合で、成績と医師国家試験の合否に相関関係があると言われております。

OSCEは臨床における基本的診察の能力とその際の態度を評価します。医療面接には、臨床における問診に相当しますが、一般市民のボランティアであって、養成された模擬患者と、そうした模擬患者から学生へのフィードバックあるいは評価が不可欠です。標準的な診療手技を示す教育用DVDが作られて、各校に配布され、学習に供されています。医療面接とか心臓とかのステーションと呼ばれる小部屋ごとにテストが行われます。評価は、自校からの内部評価者1名と、講習会に参加して評価者として認定された他校からの外部評価者1名の2名が、マニュアルに基づいて6点満点で行います。

最後に強調したいことは、こうした改革は一朝一夕にしてなるものでないということです。

資料に記載しておりませんが、インターン制度廃止の翌年の昭和44年、1969年ですが、東大安田講堂が陥落した年であり、その年に設立された日本医学教育学会が医学教育の諸々の局面における改革の方向性について発信しています。本共用試験の導入にも間接的ながら重要な役割を果たしたものと信じております。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。大変興味深いお話をいただきまして、ありがとうございました。

ただ今、医師の養成における共用試験について御説明をいただきました。このただ今の御報告に対する御質問等もお願いしたいと思っておりますけれども、その点も含めまして、先ほどの文科省からの御説明などなど、ここに出ていますいろいろな材料を基にしまして、様々な観点から御発言をいただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

まず、ただ今の医学のことについての何か御質問があれば、共用試験について御質問があ

れば、それじゃ久保委員どうぞ。

○久保委員 今、大変興味深く拝聴いたしました。

それで、先ほど御説明でC B Tが2以下の学生はほとんど国家試験に受からないというふうにおっしゃいましたけれども、そういう学生に対してはどういう対応をとっておられるのでしょうか。

○国分委員 国家試験に受からないといっても、私どもは累積合格率という感覚がありませんで、現役で受からない者は2割いかないはずです。もちろん中には卒業させない学生もいます。例えば、私の場合ですと、卒業試験で不合格の学生を面接すると、スポーツに明け暮れていたとの返事で、そうか覚悟の上か、それでは留年といった具合です。その辺の判断は各大学あるいは教授陣に委ねられているのではないのでしょうか。いわゆる底辺校という言葉がありますが、そうしたところでは、私が教授を務めていた東北大学とは違う事情もあろうかと思えます。しかし、私どもは一般に合格することを余り疑っておりませんで、余裕のある教育を行っている、と言えると思えます。

○佐々木座長 ほかにいかがでしょうか。いろいろ聞きたいことたくさん出てくるんですけども、どのぐらいの方々が協力されていて、それからこの社団法人の財務的な基盤も含めて、どういうふうなサポート体制が敷かれているかとか、もろもろございますけれども、またこれは先にいってからでもいいかと思えますが、結構各大学、人的・物的に協力しているということをございましょうか。

○国分委員 O S C Eにしましても、6ないし7ステーション設けますから、それぞれに必要な自校と他校からの評価者、それに進行を司る委員等々がおります。そのほかに、模擬患者の養成するシステム、それはN P Oとかそういったもので運営されておりました、多岐な組織、人が関わることで可能になっていると言えます。

○佐々木座長 ありがとうございます。

それでは、先ほど来の資料等も踏まえまして、未修者の教育の在り方につきまして、御意見をいただければと思えますが、何かございませぬでしょうか。じゃ、清原さんからどうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。本日も文部科学省の板東局長から、大変分かりやすく問題点と対応を整理した今までの検討の取組を御紹介いただきまして、本当にありがとうございます。その整理された論点の中から、幾つかについてコメントを申し上げたいと思えます。

今回、問題を整理してくださった中の第1点で、法学未修者に関する課題の存在というのは、司法制度改革の一つの眼目であった多様なバックグラウンドを有する人材の確保が困難となっているということを示唆しています。そもそも司法試験の合格率が低迷してきていて、現実に法学既修者と未修者との間に合格率の差が顕在化していること、また法学未修者を中心に法科大学院の入学者数そのものが大幅に減少してきていること、そうであるならば、本日のテーマであります「未修者をめぐる課題」の解決を図るということは、「司法試験あるいは司法制度改革における多様なバックグラウンドを持った人材の参加をあきらめない」ということにつながると思えます。

その中から、1つ御提案がありました「共通到達度確認試験（仮称）」についてです。これは大変な取組になるのではないかなと思えました。それは有用性は分かるのですけれども、到達度試験というのをつくる担当者、つまり問題作成、採点、そうしたことに、もし単独の

大学院が対応するならば、大変なことになるのではないかなと思っておりましたら、今日は国分先生が大変有益な、これまでの医学における実践をお話ししてくださったので、安堵いたしました。賛成していいのだと。すなわち、「共通到達度確認試験（仮称）」の意義というのは、やはり基本的な司法の専門家になるのに不可欠な知識であれ、あるいは技能であれ、それを早い段階で確認できるというメリットがありますし、本人が自己評価しつつ将来の進路等に向けても内省できるチャンスを与えるわけですから、学生にも、教師にも大変有用であると思いますし、司法界にも有用だと思うからです。

そうであるならば、もしこの「共通到達度確認試験（仮称）」を創設し、進級時に有益なものとするためには、医学の分野でこれまで取り組んでこられたことを参考にすると、単独でそれぞれの大学がするのではなくて、この機会にやはり法科大学院が連携して取組をされることに意義がありますし、公平で適正な基準となりますし、また教員等の負担も軽減化されるということになるかと思えます。

関連して2点目ですが、前回、私は「適性試験」の選抜機能を向上させる取組が必要であるとも発言をいたしました。加えて「適性試験」の得点と「司法試験」の結果との相関関係などのデータがあればということをお願いをいたしましたところ、本日、適性試験の得点と法科大学院の成績との関連、さらに司法試験の可否との関連をまとめていただきました。資料の3-2がそれに当たるわけですが、その3ページ、4ページを見ますと、特に「適性試験」の得点と「司法試験」の可否の関連性が相対的には明確に表れているというふうに思います。

したがって、この「共通到達度確認試験（仮称）」の創設と、これまで全てではないにしても、「適性試験」を行ってきたということ、有意義に関連付けていく必要があるのではないかなと思えました。そして、この「適性試験」についても、その出題あるいは試験の妥当性とかそういうことについても、単独の大学ではなくて、やはりできれば多くの大学で共通したものとして取り組み、日弁連の皆様とか、検察、最高裁の皆様とか、そういう法曹界の皆様、そして研究者の皆様の英知を集めて対応していくことが必要ではないかなというふうに思いました。全てが、やはり学ぶ学生にとって有効に働かなければいけないというふうに思っています。

したがって、この法学未修者についての対応を今日は御提案いただいたのですけれども、3点目に申し上げたいのは、大学院の1年次をどのように送るかということも大変重要だというふうに思っています。今日はカリキュラムについても資料として御紹介いただいたのですが、未修者にとっては憲法、民法、刑法などの基本的な法律科目が既修者に比べて重く配置されています。それに加えて、既修者と同じような科目もあるわけですが、私はやはり未修者については、優遇するというのではなくて、適性試験も合格してセンスのある学生であるならば、やはり集中して1年次は憲法、民法、刑法などをして、そしてICTの時代であったり、消費者問題が重要な時代でもあるのですが、それらについては少しゆとりが出てから、より選択性を高めていくようなカリキュラムの改善も必要ではないかなと思えます。中教審では、このことについてももう既に検討されているということで、意を強くしたのですが、学生の立場で考えれば、優先順位を戸惑いますので、やはり司法試験にも合格し、司法の中で活躍する未修者のプラスの面を考えるならば、そうしたカリキュラムの改善というのが有用だと思います。

最後に、以上、今回提案していただきました到達度確認試験を共通で行うということ、それから適性試験についてもできれば共通でしていただければと思います。そして、そういう中から学生本意の取組が進むということと、大学の規模やあるいは教育の在り方というのが、こういう学生に受けていただく適性試験や到達度確認試験によって、第三者的に検証されて、それぞれの大学院が自らの自己改革というんでしょうか、そういうものにも相対評価の中で取り組めるのではないかと思いますので、手間がかかり、大変なことを始められるということの中教審でも検討され、私もそれに賛同しているわけですが、医学での先行事例を大いに学びながら、医学ほど時間をかけなくても、医学の先行事例を生かして、短期間でこのようなことがなされることが望ましいのではないかと思います。以上です。ありがとうございました。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。田中委員、どうぞ。

○田中委員 文科省には、前回お願いした点について御説明をいただき、ありがとうございました。先ほど文科省から法学未修者教育の充実方策に関する改革案について説明がございましたけれども、大変重要と思われる三つの改革案について、一括して意見を申し上げたいと思います。

まず、法学未修者について基本科目教育を重視するという方向性については、賛成でございます。法科大学院制度に関わる喫緊の課題は、法科大学院の信頼性と安定性を高めることにあります。そのためには、司法試験の合格率を向上させることが必要であり、合格率を向上させるための主要な要素は、司法政策的な問題を別とすれば、志願者・入学者の質を確保することにあります。そして、質を確保するためには、法科大学院の制度設計上の条件とされた適正な教育水準の確保が全国レベルで維持されているかどうか重要なポイントになります。

そこで、法科大学院の修了1年目における受験率と合格率を、直近3年ほどのデータで見ると、やはり法学未修者のうちの3割以上が受け控えをしており、合格率も21%から23%強であります。既修者との間に有意的な差があることは歴然としており、この数字は、法学未修者に対する適正な教育水準の確保が全国レベルでは維持されていない一面を推認させるものであると思います。この点は、法学未修者教育の充実度、適正な教育水準の確保という観点から見て、深刻な課題として受け止めなければなりません。

そのような意味合いにおいて、今回の改革案は、法学未修者の学修の出発点である1年次を視座に据えた上で、法学の基礎・基本の修得の徹底を図るために基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能にするための改善を志向するものであり、法学基礎教育に重点を置くカリキュラムの編成を示唆する点で時宜を得たものであります。基本科目についてしっかりと理解を定着させておけば、その後の展開・先端科目等についてもスムーズに学ぶことができるのではないかと考えております。

次に、法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みを検討すべきであるとする改革案でありますけれども、これについても賛成したいと思います。法科大学院をめぐって、司法試験合格への見通しがつきにくい状況が存在するとともに、志願者・入学者の法曹適性への見極め時期が遅すぎるのではないかという問題があることについては、前回の会議でも指摘させていただいたとおりであります。ところで、学生が入学した後の法律基本科目等における基本的な事項についての幅広い学修は、現実の問題として個々の学生の自学自習に委ね

られてきた部分が多く、これらについて真に理解しているかどうかを確認する営みは、これを全国レベルで見た場合には、各法科大学院における教員と学生の個別的な対応に委ねられてきた部分が少なからずあったように思います。基本的な事項について真に理解しているかどうかを確認する営みが不十分なままに修了時に至ってしまったケースもあってか、法科大学院を修了し、司法試験を受験している者の中に、法律基本科目に関する基本的知識や理解に問題がある者がいるといった声も関係者の間にあったことも事実でございます。

このような状況の中で、1年次における基本科目教育を重視する改革案とともに、法科大学院全体を通じた厳格な到達度を判定する仕組みに関わる改革案が示されたということは、大変意義深いものと考えております。

改革案に例示された共通到達度確認試験の具体的な内容については、今後詰めるべき点があるにしても、その趣旨を忖度すると、学生にとっては何よりも、1年次終了の時点で学修の成果と自らの立ち位置を確認することができ、進級への強い動機付けが醸成される一方、到達度次第では、法曹とは別の進路を早めに選択することができるという点で、大いにメリットがあると考えております。

また、法科大学院にとっても、この試験があまねく実施されることによって、未修者教育の充実度を客観的に判定し、更なる改善を図るための契機となることは間違いありません。また、その実施運用の積み重ねが、適正な教育水準の確保を全国レベルで維持する結果につながることもなると考えられます。加えて、法科大学院生の法的素養や思考力等の修得程度が教育課程の各段階で客観的に把握確認され、進級ごとに学修に必要な法的知識、能力の修得を厳格に判定する仕組みがシステムとして機能し、その定着化が図られることによって、学生の力量が全国的にブラッシュアップされ、それが法曹養成のための中核的な教育機関としての法科大学院の信頼性と、法務博士となる修了生の均質的なクオリティの高さを社会に対して保証することにもなるのではないかと考えております。文科省におかれては、様々な工夫を施して、有効性の高い共通到達度確認試験を是非とも推進していただきたいと思っております。

最後に申し上げたいことは、この法学の基礎・基本の徹底を図り、厳格な進級判定の仕組みを導入するにしても、本来は、改革案にもありますとおり、入学時の適性判定の精度が更に高まることが望ましいということでもあります。入学後に、結果として法学になじめない者が一部生じている現状からすると、法科大学院における教育への適応性を見極めることのできる入学者選抜の改善が必要であり、特に適性試験の判定精度を高めるための手法等の改善や見直しを強力に進めていただきたいと考えております。

長くなりましたが、以上でございます。

- 佐々木座長 ありがとうございます。それでは、ほかにどうぞ。田島委員、どうぞ。
- 田島委員 入学のときの適性試験の中で、未修の人たちの場合、法科大学院に入るのに法律のことを聞いていないというのは、何か不思議な気がいたします。法科大学院へ入る人が、法律の基礎を知らないというのは、すごく入り口のところからおかしいなという感じがします。本来はもっと学部との間で組合せをして、例えば予科みたいな形で学習する機会を持つとか、社会人としていろいろな場で働いていた人が法律家を目指すというときには、そこで本当に必要な基礎的な法律の勉強をまずして、その上で例えば法科大学院を受けるというふうな仕組みを考えないと、入ってしまったから頑張るってやりなさいよと言われても、本当に

一握りの優れた、短期間で力を伸ばせる人はいいでしょうけれども、それはやはり難しいのではないかと思います。

司法試験を受ける法律のレベルというのは、ちょっと考えるものと相当違うぐらいレベルが高いんだと思います。そこを入り口のところで、まず適性試験のときに気付かせる必要があります。法律家としての適性の第一は、法律のある程度基礎知識を勉強しているというようなことを、きちっとすべきではないかと思います。

それから、文科省のワーキングチームで随分しっかりした検討をしていただいています。安心しました。未修の人たちのところは今まで聞いた中で、非常に疑問に思っていました。特に非法学系、ここに対するところが非常にしっかり検討をしていただいているというのは非常によかったと思います。これらが着実に進められるかどうかですね。

それから4番目の充実した教育体制、支援体制の整備というところで、総合的に検討していただいていますけれども、教育に当たる人たちの法科大学院の先生たちの姿勢を、もう1回やはり問い直さないといけないと思います。例えば、合格率ゼロとか、合格者が出ていないとか、それから、大体20%以下なんていう学校が法科大学院と名乗っていて、その教授でございましてよく言えたものだと思うぐらい、もうびっくりするぐらい反省がないです。学生を教える、それでその学生が到達してちゃんと合格できるように指導することが役割です。教育する者というのはそういう責任があるわけです。だから社会的に評価されているわけで、こんなに低い合格率で大学院教育をやっておいて、それでそこに対する反省がない。毎年毎年、自分のところの教え子たちが一体どのくらいきちっと合格しているかというのは、これはもう自ら相当しっかり反省しないといかんのだと思うんです。

そういう意味では、ここで教員の資質向上のところがうたわれておりますけれども、これは先生たちの質をどうやって高めるかというのは、本当にしっかり検討していただかないといけないと思います。

それから、当然先生たちのところから出てくるのは、司法試験には合格された経験のない人たちが司法試験のことを教えるというのは、すごくおかしいと思っていますけれども、そういうのであってもいいのであれば、少なくとも実務家で、司法試験に合格された経験を持たれた人たちが、もっと数的に多くなればいけないんだと思います。しっかり自分の体験を通じて教えるということもすごく大事だと思います。しっかり充実を図る方向がとれないものか。

それから、もう1つは、財務のところでも今回余り成績のよくないところは、補助金の削減なり廃止なりということを検討していただいているようですけれども、もう一つは人的な支援です。これは教員のところは裁判所とか法務省から、あるいは検察庁の人たちが相当派遣されているんだと思います。ここもきちっと見直すべきだと思います。この間聞いてびっくりしたのは、三振という言葉があるそうです。野球の三振だと思っていたら、3回5年間で受けて、もう受けられないという人が、私のところの採用試験に法科大学院を卒業した人たちの三振組が来ました。それで、初めてその三振ということを本人たちから聞いたんですよ。

そういう人たちがもう何千人になろうとしていると聞きました。そこで三振になった人たちというのは本当に困っています。それに対する教えた学校側の対応というのは、私は何校かお尋ねして聞いた範囲内で言うと、全く反省がない。全くないですよ、反省が。だから、そういうところでは、国民の税金を使うとか、あるいは人材派遣という形でやっておられる

部分も含めて、しっかり検討していただきたいと思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。それじゃ井上委員、どうぞ。

○井上委員 まず、反省がないとお叱りを受けました法科大学院関係者の一人として、非常に恥ずかしい思いをしております。法科大学院の教員等の関係者には、意識の高い人たちが多いのですけれども、一部にそうでない方もおられることは事実で、そういう方の発言とか態度とかを見ると、私自身憤りを覚えるところがあります。

教員の育成については、一人前に仕上げるには恐らく10年ぐらいはかかります。ですから、これは喫緊の課題であり、中教審の方でも検討していただいていますけれども、できるだけ早く手を打たなければならないというふうに思っています。ただ、1点だけ付言しますと、実務家教員の関わり度が少ないのではないかとされたところは、法科大学院の規模とか所在地によっても異なりますが、いろいろな科目でたくさんの人に来ていただいております、実務家の一線で活躍している方も数多く参加して下さっており、総体として見ていただくと、相当程度の関わり度になっていると思います。

もう1つ、入学するときに法的な知識がないのはおかしいと言われた点ですが、これは制度の趣旨そのものに関わるところで、私自身は、元々は、法学部経由でロースクールに進むことを基本にすべきで、未修者も法学部に学士入学をし、その上でロースクールに進むという形が良いという意見であったのですけれども、アメリカ型のロースクールというのは全く法的な知識がない人を対象に、ゼロから始めて3年間で一定の能力をつけさせる仕組みになっているので、そのようなモデルが良いという考え方も非常に有力だったので、現在の未修者コースはそういう考え方をベースとしておりまして、法的知識ではなく、基礎的な論理的能力とか、分析的能力とか、そういうものを備えていれば、3年間でかなりの程度のところに持っていける、そのようなカリキュラムで教育するという考え方で成り立っているのです。

各校のカリキュラムが実際にそれにふさわしいものとなっているかどうかは、見直すべきところがあり得、そのような見直しを進めようとしているところですが、そういう意味で、未修者については、入学時に法的知識があることを要求していないわけです。

確かに、現在、司法試験の合格率が低迷している。特に未修者にとっては厳しい状況になっていますが、その前提として、司法試験が法科大学院を中核とする法曹養成制度の趣旨に適合したものであり、またそのとおりに動いているということが所与の事柄であるかのような前提で議論されるところがあるのですけれども、本当にそうなのかどうかはやはり検証する必要があります。これは次回以降に問題提起をさせていただくつもりですし、議論していただきたいところです。

その点を留保した上で、特に未修者について既修者との間で歴然とした差があることについてどう対応すべきなのかは、1つの喫緊の課題であることは間違いなく、中教審の方でも、ワーキンググループの報告を基にして議論を進めつつありますけれども、そのうちの共用試験については、皆様おっしゃっているとおりの方針だと思います。これも、しかし、ロースクール関係者にとっては、実は非常に恥ずかしいことなのです。それぞれの法科大学院とその教員としては、単位を与えて進級させ修了させているわけですから、それが適切に行われていないということで、共通的なものを入れないといけないとされるのは、非常に恥ずかしいことと思わなければいけないのです。しかし、現実には、ロースクールによりましては、かなり問題のあるところもあることは事実で、そのことを踏まえると、全国レベルという視点

からチェックを入れていかざるを得ないと思います。その問題作りや実施には全ロースクールが一丸となって取り組む必要がある。物すごく大変なことですが。

ただ、医学部と違う点もあり、医学の方は、個々の学生を臨床研修に携わらせてよいかどうかのチェックですが、ロースクールの方は、臨床研修を受け持つのは司法研修所であり、その前提としてのチェックは司法試験であり、また研修を通じたチェックが加わります。ですから、ロースクールでの共通テストというのは、むしろロースクールの教育課程でより高度な授業を受けるだけの学力、あるいは基礎的知識が身に付いているかどうかをチェックする。それを全国レベルでやらないと意味がないので、やるということで、その意味合いは違うと思うのですが、医学の方でこれまで積み重ねてこられたノウハウを、既にかなり勉強はさせていただいているところですが、十分に参考にさせていただいてつくっていくべきだと思っています。

もう1つ、皆さんお触れにならなかった今回のワーキンググループの提案の一番ポイントは、未修者、特に「純粹未修」と言われる、法律の基礎的な勉強をしてきていない、あるいは法学部を出ても社会人になってから随分時間がたっている、そのような人たちに向けて、法律の基本をより徹底的に教育するようにすべきで、反面、展開・先端科目などについては、比重は少なくしてもよいということが提言されています。これは、私も、いわゆる純粹未修の人たちを念頭に置く限り、理屈の上でもおかしくないと思っています。それらの人たちは、もともと多様なバックグラウンドを持っているのですから、一番必要なのは、法律専門家となるための法的な素養・能力を身に付けるということです。それに対して、法学を勉強してきた人にとっては、多様性の涵養という点もないがしろにできないというべきだからです。

そういう意味で、基本的な方向としては正しいと思いますが、なお問題なのは、未修者の中にも法学部出身の人などもいて、この報告書では、既修者と未修のうちのいわゆる純粹未修及び法学部出身者という3種類の人を対象に、それぞれに合ったきめ細かなカリキュラムや授業を組むべきだということを言っている。これは、法学部出身で未修に来ている人がかなりの割合を占めているという実態を踏まえた提言ですが、その人たちも視野に入れて未修者コースのカリキュラムを組もうとすると、どうしても中途半端なものになってしまうのではないかというのが私の懸念するところです。ですから、かなり極端なことを言うかもしれませんが、この際、未修者コースは純粹未修に純化した方がよいのではないかと。その方が、社会人や非法学部出身者が入ってきやすくなり、かつ、そのような人たちに適したカリキュラムをもっと徹底して組めるのではないかとというのが、私の意見です。

ただ、そのような形にすることが現実に可能かどうかは、いろいろな点を詰めてみないと分からないので、現段階では、そういう視点もあるということをお示しして、さらに詰めて検討していただければと思います。

こんなことを言うと、現在未修者の大半を占めている法学部出身者について、どうしてくれるんだと言われるかもしれませんが、もともと未修者コースというのは、既修者コースに行けなかった法学部出身者を救うためのものではなく、いわゆる純粹未修者、多様なバックグラウンドの人たちを受け入れて、一定期間で法曹資格が取れるまでの学力をつけるというコースであるはずなので、その方向をもっと徹底した方がよいのではないかとということです。

○佐々木座長 それでは、ほかに。じゃ、岡田委員、どうぞ。

○岡田委員 今、井上委員の方から大変共感を受ける御意見があったのですが、私は法科大学院ができて間もなく評価委員になりまして、訪問調査をやったときがあるのですが、そのときに、未修者コースに法学部を出たばかりの方が入っているというのにびっくりしまして、何だこれというふうに思っ、ほかの委員の方にちょっと申し上げたんですが、私が言っていることの方が違和感があるように受けとめられて、ああ、そういうものなのかなと思ったことを記憶しています。でも本来の目的は違うのではないかというふうに今も思っています、ところが法学部を出た方の数がどんどん増えてきているということになりますと、未修者と既修者で授業を同じ内容でやるということは絶対無理な話だというふうには思いますし、今回、文科省の検討でその辺いろいろときめ細かな対応をなさろうとしていらっしゃるんですけども。

訪問したときに、法学部、それも一流の大学の法学部を出た方にいみじくも質問したことがあります。法学部を出て未修者コースに入るということに対して何か思われることはありますか。本当のことを言いますと、私はプライドないのかって聞きたかったのですが、そこまではちょっと言えなかったのです。ところが平然と、力がないのだからしょうがないでしょうと言われまして、ちょっと愕然とした次第です。大方の人は未修者コースにいわゆる既修者が入っているということは信じられないのではないのでしょうか。既修者には少なくともプライドを持って挑戦していただきたいというふうに、一般人である私は思った次第です。

今回、いろいろ検討されていますが、是非とも法学部を出ていない人、それから、法学部を出て社会人になって、時間がたっている方など勇気を奮って司法試験に挑戦しようとなさる方々の夢をやはり実現させるような、そういう未修者コースであってほしいというふうに思っています。その意味では、成蹊大学の中にもありましたけれども、未修者コースの方が、自分のレベルが全国的に見てどうなのか知りたいという声は訪問したときの法科大学院の学生も、何人からも聞かれました。

また私自身が感じたのは、大学院によって空気が違うというか温度差が物すごくあるということです。一生懸命やっているところもあれば、のほほんとやっているようなところもあって、これは絶対駄目だと思うような学校もありました。そういう部分では、学生にも教員にも自分の学校がどのレベルかということを実感してもらうことによって、より真剣に取り組んでもらう。これが絶対必要だと思いますので、共通の到達試験というのは必要だというふうに思います。いろいろ各大学のカリキュラムとかがハードルになるようですが、この際、もう各大学のカリキュラムとか何とかじゃなくて、全体的に司法試験の合格者が、しかも未修者であったり、専門以外の方々の挑戦を受け入れることができるような、そういう法科大学院になってほしいと、そういうふうに思います。

○佐々木座長 ありがとうございます。それじゃお二方同時ということで、要点を一つよろしく願います。

○萩原委員 それでは簡単に申し上げます。1つは、この未修者について、大学の法学部を卒業してから未修者のコースに入ってくるという点については、井上先生もおっしゃっていますし、ほかの委員の方もおっしゃっていますけれども、私は何らかの形で制限をすべきではないのか。全て純粋な未修者に限るかどうかは別としても、今のまま放置したらますます純粋な未修者の道が閉ざされていくのではないかと、そんな感じがいたします。

それから、文科省のこの提案については、おおむね私もそのとおりだと思いますし、是非この方向で実現を図っていただきたいんですが、未修者について、大学院修了後も就職の手伝いまで含めていろいろ支援するというようなことについては、これは既修者も全く同じようなことがあるわけで、ここまで手を差し伸べる必要はないんじゃないかという感じがいたします。

それから、いま1つは、先ほど来、法科大学院の先生の質の問題、あるいは教育の質の問題が話題になっていますが、これは丸島委員だったでしょうか、一橋大学の法科大学院でそこを見てきた結果として、未修者の合格率も非常に高いと。ある意味で言えば、優秀な人たちを入学させて、優秀な先生が熱意を持って教育すれば、たしかあのときの未修者の合格率は40数%だったような気がしますけれども、これはもう未修者であっても今の3年のコースで合格できるような水準に達するということが可能だということの証明みたいなことなんだろうと思います。

それで、この先生の質を高めるために先生をどうやって育てるのかと。井上委員がおっしゃっているように、非常に大事なんだけど、全部育てていくと10年というような年月がいるというようなお話がありました。そういうことを考えますと、全ての法科大学院で未修者を受け入れるべきなのかと。私は、法曹の養成のコストとか効率性とかというようなことを考えますと、法科大学院をどうやって適正な規模に収斂させていくかということに絡むのかもしれないけれども、未修者をきちっと受け入れる法科大学院はもう少し絞ってもいいんじゃないかと。その上で、未修者をきちっと教育していくというようなことも、あわせて考えていくべきなんだろうというふうに思います。既修者だけでも教育できないような法科大学院が、未修者まで含めてということになると、先生をそろえるだけでも大変だというようなことを感じております。以上です。

○佐々木座長 ありがとうございます。それじゃ、丸島委員、どうぞ。

○丸島委員 中教審からの御報告の点について意見を申し上げますが、その前に、今、井上委員から、3年の未修者コースについて純粋未修者に絞るといふ少し刺激的な御意見があり、議論が今そちらの方向に向かっていますので、まずその点に触れたいと思います。未修者を純粋未修者に限るといふのは大変分かりやすい議論で、そのような問題提起についても考えるべきだと思いますが、私は、そもそもこの問題の根っこには法学部の問題がやはりあると思います。つまり、この前一橋大学へ行かれた委員の方はお聞きになられたと思いますが、他の大学の法学部から未修者コースに来ている学生に対して、委員から、「あなたは法学部を出たのにどうして未修者コースに来たのですか」という質問がされました。学生さんは、「法学部では法律の基礎的な勉強を必ずしも十分にできるわけでなく、法曹を目指す上で改めて基礎からしっかりと勉強をしたいと思ったからだ。」というようなことを述べられました。これは以前、和田委員も触れられていましたけれども、御自分の関心ある研究分野のところだけを専ら教える先生がいらっしやったり、その分野の全体を見通した実践的な授業がされていないというふうなことはしばしば聞くところでありますし、また、そもそも法学部の役割自体が法曹養成に特化したものではなく、かなり幅広い役割を担ってきていて、それは公務員でもあり、企業人でもあり、より幅広く法的素養を持った社会人でもあり、そして今、法学部の役割は更に広げられようともしているわけです。したがって、法学部を出たからといって、そこで専門職としての法曹を目指す上で法学の基礎的なものを学べるような仕

組みには必ずしもなっていないというのが日本の法学部全体の姿であり、もちろんそうでないところもありますが、そういう点の問題が基本にあると思います。

その点は、司法制度改革審議会においても、法学部の今後の在り方について問題提起されていますが、その議論は余り進んでいないようにも見えます。法科大学院というのは、そういう意味では、法学部を出た、出ないとか法学部教育のいかにかわらず、本当に実務法曹養成のための専門的・実践的な質の高い教育を新たに系統的に行おうということで、専門職大学院として始まったのだらうと思います。その点をきちっと踏まえた議論をしないと、現在の状況を、法学部の既修者を中心に未修は純粋未修者に純化する方向で解決するというのではないのだらうというふうに思います。もちろん、そのことは重要な検討課題だとは思いますが、まずはその点を指摘しておきたいと思います。

次に、先ほどの共通到達度確認試験の提案ですが、この提案は多くの方の関心を呼んでいて、学生、教員、あるいはロースクールを出た弁護士らも含めいろいろな議論が出ているようですが、基本的にはこの趣旨に私も賛成いたします。先ほど来出ていますとおりに、学生が自分の1年間の学修の到達度がどのようなものか、全国的に見て自分がどの辺にいるのかよく分からないという意味で、そうした目安に生かされるのではないかということ。また、余り向かないところに来てしまったという方にとっては転進の道を早めに考える目安となるのではないかということ。それからもう一つは、1年ですぐに理解が進まなくても、2年ぐらいたって、ようやく法律の理解が広がってくるということもよくあるわけですし、長期履修コースへの転進を含めて、自分の進路を考える目安になるという意味で、有意義なものではないかというふうに思います。

他方、少し懸念として指摘されていることもありますので、その点も申し上げておきたいと思います。試験という名のつくものが幾つもできるわけですが、適性試験、司法試験、予備試験に加えて、また新たな試験かと。試験というと、何らかのハードルを設けて、振り落とすかのようなイメージがやはり強くありますので、この試験の性格、位置付けをやはりよくきちっと整理していただいて、1年間でここまでのところは修得しておいてくださいよと。そこをクリアしないでは次に進むのは少し困りますよという、そのレベル感というものを、振り落とす試験ではなくて、まさに到達度確認の試験として適切に位置付けていただきたいというふうに思います。

したがって、進級についても、この試験に受かるかどうかだけで全て決まってしまうということではなくて、この試験を組み込んだ上での各大学の評価の方法があるだらうと思いますし、その評価が適正かどうかというのはまた認証評価で行うと、こういう仕組みだらうと思います。

さらに試験問題の点ですが、どうしてもこの試験は択一試験になるだらうと思いますが、択一試験になると、やはり知識量をはかる試験というふうにすぐなりがちなところがありますので、基礎的な知識プラス論理的な力を試すといえますか、そういう工夫を是非お願いしたいと思います。

それから、次に入学者選抜の問題は大変重要な問題であり、適性試験がどのように機能しているのかということについて様々な議論があるところですが、適性試験、法科大学院の教育、そして司法試験、これらの間の相関関係について検証し、入学者選抜の在り方の改善が必要でしょう。今日その関係の資料が少し報告されていますが、この調査自体も限られた学

校数、限られた対象の中で限定された範囲の調査しかできていないというふうにもお伺いしているところでして、入学者選抜の上で適性試験を本当に機能させるためには、法科大学院全体と司法試験も含めて、相互の情報提供をし、人を投入して、きちっと各問題ごとの相関性にも踏み込んで組織的に検討するなど、適性試験を十分に機能させるような努力を、是非仕組みとしてつくっていただきたいと思います。

さらに、もう1点は、教育力の問題が大変大きな課題であるわけでした、制度をいろいろと改善することはよいとして、実務法曹を養成するための教員の教育力や教員養成の課題が基本的に重要だと思えます。先ほど井上委員が教員養成に10年かかるとおっしゃいましたが、私も同じようなことを感じます。司法制度改革審議会の当時、法曹養成のための新しい教育を担う担い手の態勢をつくるのがなかなか大変だということが議論されていまして、半ば本気に法科大学院の教員となろうとする人は、例えば1年間アメリカのロースクールへ出向いて、その授業や教育内容、教育方法というものを直に見て学んでくるような準備をした方がよいのではないかという意見も出されていまして。教育に携わる方々にとって、教育の方法論というのは、恐らく、いい先生の授業を見たり実際に学んだりとかいろいろなことが必要なのだらうと思います。いわゆるFD、ファカルティ・ディベロップメントですか、能力開発の仕組みもいろいろ研究されているのですが、例えば全教員について、毎年一定のFD活動に参加することを義務付けることなど、教員の教育力を高めるための何らかの仕組みをつくる。そういうことを是非検討していただきたいと思います。

最後に、今回の報告の中で、働きながら学ぶ人たちへの援助ということで、夜間開講コースについて触れておられます。この点は大事なことだらうと思います。多様性の確保というときに、社会人が仕事を辞めてここに飛び込んでくることは、学費の問題もありますし、合格可能性もありますし、そういうことも含めてやはり働きながら勉強したいという人は少なからずおられる。そういう意味で、夜間の開講コースを積極的に促進することについての施策を検討する必要があるだらうと思います。これは統廃合議論とも裏腹になりますが、一定の夜間コースを設けて改善努力に向けて頑張っておられるところについては、何らかの猶予措置を設けるとか、地方の法科大学院と同様に何らかの検討が必要なのではないかと思います。

たくさん論点を一気に申し上げて申し訳ありませんが、以上です。

○佐々木座長 どうもたくさんありがとうございました。

まだまだ御意見はあろうと思いますが、もちろんこの教育の問題は、いずれまた最終的に議論を詰めなければいけません。今日文部科学省から御説明いただいた点につきましては、基本的にこれをサポートするんだけど、さらにその上でこういう点もあるんじゃないかとかいうようなことについて、厳しい御指摘もいただいたと認識しております。また、難しい純粹未修者か否かとかいう話になりますと、これはまたさらに難しい話になりますし、萩原委員からはまた興味深い御提案もいただいたところでございます。いずれにしましても、こういう今日出た議論も含めまして、未修者の今後の教育の在り方については検討を続けていただきたいと思っております。

今日は、先ほども申しましたようにヒアリングをお願いしております。法科大学院のことについては、皆さんからいろいろ率直な御意見をたくさんいただいておりますけれども、法科大学院の方がどう実情を御覧になっているかということについて、やはり一度ヒアリング

するというところで、前回、私から御提案をしたところでございます。今日は一橋大学法科大学院の後藤昭教授にお越しいただいておりますが、後藤さん、どうぞ。

御苦労さまでございます。最初に後藤さんから話をいただいた後、質疑応答と意見を行いたいと思っています。念のため申し添えますけれども、当会議では会議資料及び会議の議事録は全会議終了後、速やかにホームページで公表する取扱いとなっておりますので、この点後藤さんにもよろしく御了承いただきたいと思っております。

なお、後藤さんは法科大学院協会の方のお仕事もされているということで、全体を御覧になっているというお立場でもございます。そういう点も含めまして、興味深い話をいただけるんじゃないかと思っております。

それでは、後藤さんよろしく申し上げます。

○後藤教授 ありがとうございます。御紹介いただきました後藤でございます。本務は一橋大学法科大学院で刑事系の科目を担当しております。そして、法科大学院協会では、専務理事を務めております。本日は、会議の時間が限られた中で発言の機会を与えていただきまして、誠にありがとうございます。

今日の会議の主要な話題は未修者教育だと思っておりますが、私に求められているのはそれだけではなくて、法科大学院全体についてどう見ているかという意見だと思っておりますので、それを申し上げたいと思っております。法科大学院協会にはいろいろな大学が集まっていますので、当然その中にいろいろな意見がございます。ですから、1つの意見にまとめることは難しいのですけれども、重要な点で意見が分かれるところはそれも御紹介しながら、基本的には、私自身が法科大学院の現場を預かる教員として考えていることを中心に、お話し申し上げたいと存じます。

まず、法科大学院をつくったことには非常に大きな意味があったと、私は感じております。しばしば言われることでございますけれども、まずは法曹を目指す者が法律を体系的にかつ深く学ぶようになったことがあります。これは今までの法曹養成にはなかったことで、非常に大きな進歩だったと思っております。それから、日本の法学の伝統では、研究、教育と実務が分断された形になっていたのに対して、法科大学院が始まったことによってこれが結び付けられるようになり、連携が強まったことがあります。これも法科大学院による非常によい効果だと考えております。このようなよい効果を消してしまうのではなくて、是非それを生かすような形で改革を検討していただけたら有り難く存じます。

しかし同時に、現状に大きな問題点があるのも、明らかでございます。一つは司法試験の合格率が低く、先ほど三振者というお話がありました、そのような失格者を多数生み出しつつあります。その結果、法科大学院への出願者、特に社会人とか他学部の出身の方の出願数が減っていることも大きな問題でございます。現状がこうなっていることにつきましては、法科大学院もその責任を強く自覚しなければなりません。これは先ほど田島委員が御指摘になったとおりだと思います。

ただ、私どもの立場から見ますと、法科大学院の側も今まで手をこまねいていたわけではなくて、それなりに努力はしてまいりました。既にこれもこの会議で紹介されていると思っておりますが、入学定員を削減して入学者を厳選する努力をしてまいりました。今年の実入学者は3,150人という数字が出ています。今年の出願状況を見ると、恐らく来年度の実入学者は3,000人を切るような状況になるのではないかと予想しております。

それから、成績評価と修了認定を厳格化してまいりました。そのために例えば多くの大学で進級要件としてGPA基準を取り入れました。その結果として、標準修業年限での修了率が下がってきていることは、既にこの会議で報告されています。標準修業年限で修了できない人が多いこと、それ自体は決して自慢できることではないですけれども、ただ、進級、修了判定が厳格になってきたことの表れとしては、言うことができると思います。

それから、教育課程の改善あるいは教育方法の改善の努力も、各大学でいろいろ行われております。丸島委員からのFD活動の御指摘がありました。FD活動として、他の法科大学院を訪問して、そこで参考情報を交換するとか、あるいは外部の人に頼んで全部の授業を評価してもらうといったことをしている法科大学院がございます。こういったことは今までの大学にはなかった努力だと思います。

次に、丁寧な学習指導をしようという動きがあります。特に未修の1年次に法律文書の書き方を含む形で、少人数での教育をする例も広がっております。かなり多くの大学でそういう指導方法が行われるようになってきております。

そのために、いわば縦の協力ができてきています。司法試験に合格した修了生が、現役の学生を少人数で指導する試みも、かなり多くの大学で行われるようになってきています。だんだんと修了生が積み重なることによって、こういうことができるようになってきています。

また、例えば入学者の選抜方法について、受験機会を増やすことによって、社会人が応募しやすいように受験機会を増やすことによって、優秀な入学者を確保する努力をしている例があります。そのために、かなり遠いところまで出かけて行って入学試験をするなどの努力をして成果を上げているところもございます。

さらには、長期履修コースを設けるとか、あるいは自習の助けとして、ウェブ上で択一問題をさせるなど、いろいろな工夫の実例があります。

法科大学院以外の各種の団体も、教育改善の活動をしています。私ども法科大学院協会としては、これまで度々シンポジウムを開いてきました。その中で例えば、未修者教育の方法について経験を交流する、あるいは共通の到達目標はどうあるべきか、それをどう扱うかといったことを議論してまいりました。日弁連におきましても、実務家教員、つまり弁護士であって法科大学院で教えている方たちの研究交流集会在毎年行われております。来年の主題は未修者教育に置かれていると承知しております。さらに、私もそのメンバーの1人ですが、2008年に臨床法学教育学会が設立されました。臨床法学教育とは、エクスターンシップやクリニックに代表されるような、学生が実際の事例に触れる教育方法です。この学会ではそういう教育方法を法科大学院でもっと充実すべきだという問題意識を持っているわけですが、それだけではなくて、法科大学院での教育方法一般について、研究と意見交換の活動を、この間続けております。

これらのいろいろな努力の結果として、今年の司法試験でようやく合格率が下げ止まり、若干ですが上昇に転じた結果になったのだと思います。

しかし、もちろんこれで満足することはできません。法科大学院としてさらに改善策が必要だと思います。

その1つは、まさに今日のテーマである、未修者教育の充実とか未修者選抜方法の改善です。これが大きな課題であることは間違いがないと思います。その中で、未修者教育の充実方法について私の感じていることを申し上げるとすれば、未修1年の段階で商法とか行政法

まで手を伸ばさないで、いわゆる5つの基本科目に集中する方が効果的なのではないか。逆に既修者も商法、行政法は一から学ぶ方が効果的なのではないかと、私どもの経験から感じております。

次に、実入学者は減ってきているけれども、その数と入学定員とが見合っていないという状況があります。実入学者をこれ以上減らす必要はないと考えますけれども、定員をそれに合わせるような統廃合、これは避けて通ることができない問題ではないかと思えます。これについては各校それぞれの事情があるので、協会として1つの意見にまとめることはなかなか難しいです。けれども、例えば地方であるとか、夜間に開講している大学院、あるいは未修者が中心になっている大学院については、そういった学生の特性に即した多様性を確保すべきであるという意見も法科大学院の中に少なくないと、言うことはできると思えます。

このように、法科大学院にいろいろな改善が必要だと思えますけれども、法科大学院だけではなく、現在の制度全体が整合的になっているかどうかという観点からも見る必要があると思えます。

まず、司法試験です。一言で言うとこれが重すぎる試験になっていないかという点です。訴訟実務家を育てることを前提にしていた旧司法試験に比べると、今の司法試験はもっと広い範囲で活動する法律家を想定して、汎用的な能力を養おうとしているはずですが。その目的に照らして今の司法試験は重すぎる試験になっていないか。その影響が特に未修者に強く表れる結果、その合格率が低くなっているのではないか。これでは、3年の未修コースを標準とするという制度全体の設計と、現状の司法試験の在り方が適合していないきらいがあると、私は感じております。

次に、合格者の数の問題です。司法改革は、法曹の職域の拡大を目指していました。具体的には例えば企業法務の中に、あるいは自治体法務の中に、弁護士資格のある人たちが入っていくことです。そういった職域拡大の傾向が、ようやく今年ぐらいになってはっきり形として出てきていると、私は感じております。せっかくそういう状況になってきたところで、合格者を減らしたら、またもとに戻ってしまうでしょう。ですから、合格者を減らすべき理由はないと考えます。

したがって、司法試験については、まず必修科目数とか問題の質・量などを見直すことが必要ではないかと感じております。それから、合格者の数の増加の速度は、当初の目標を実際今まで、達成できてないわけですから、将来に向かって増加の速度を緩めるという見直しはあり得ると思えます。けれども、当初設定された3,000人という目標自体は、維持すべきであると考えます。

次に、予備試験の問題です。予備試験は本来は経済的理由で法科大学院に通えない方、あるいは十分な社会経験を有する方のための特別な制度として設計されたはずでした。しかし、現在の試験の実態を見ると、その目的とは異なる、いわば特急コースとして機能しつつあります。例えば今年2012年の予備試験では、出願者全体の中でも、あるいは合格者全体の中でも、年齢別に見ると20歳から24歳の年齢層の方が一番多くを占めております。それから、予備試験の合格者の60%近くが出願時に大学生又は法科大学院生という地位の方です。これに無職の方も加えると、78%になります。このような運用の結果は、プロセスとしての法曹養成という現在の制度の基本的な理念に反するものになっていると思えます。さらには、法科大学院の在校生が予備試験に合格して、その結果、本試験を受験したいからと

いう理由で法科大学院での学習をおろそかにするという、これは本末転倒の心得違いではあるかもしれませんが、現実にそういう事例が出てきてしまっています。このように、現在の予備試験の運用は、法科大学院での教育にも悪い影響を与えてきています。このままでは、予備試験が法科大学院を中核とする法曹養成制度を根底から崩すことになってしまうのではないかと恐れます。

そうならないように、予備試験を本来の制度の趣旨に合わせるように改善する対策が必要ではないでしょうか。具体的にはいろいろな意見があると思いますが、例えば予備試験を受験可能な年齢について制限を設けるといった考え方です。そういったことを是非御検討いただけないかと考えております。

以上、私の考えていることを申し上げました。この検討会議での議論の御参考になれば幸いです。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

それでは、せっかくの機会でございますので御質問、御意見等、委員からございませんでしょうか。それじゃ、まず国分さん、どうぞ。

○国分委員 教官の質を向上させるということでございましたが、そこには教官の間で競争が働いているか、ということが大事じゃないかと思えます。医学部の場合には、それは非常に厳しい競争です。法科大学院制度が始まって、大学院があちこちにできた。多分法学部の教授方は喜んだのではでないでしょうか。年齢が違って困ったな、どう扱おうかなと思っていた教官を、教授にできると。初めはそのようなことであったのかもしれないですが、それはそれで仕方ないにしても、その後は若い血が入って競争していくということ、このことがどう考えられているのか。教授陣の写真がよく載っておりますが、その下に競争している、あるいは競争に加わってくる予備軍がいるのかと、ちょっと心配になるのです。いかがでしょうか。

○後藤教授 重要な御指摘だと思います。私は、法科大学院で教えるという競争に参加できる人の数がまだ限られているように感じます。先ほども御意見が出ていましたが、法科大学院を修了した方たちが、さらに研究経験あるいは実務経験を積んで、法科大学院で教えられるようになる。そういう人たちがたくさん出てきたときに、先生のおっしゃるような意味での厳しい競争が現れてくるのだらうと思えます。

○国分委員 その意味で、私は、こういった制度改革は一朝一夕にはならないと言いたいのです。例えば、私は医学部を出て、そして医師免許を取得しました。私を教えた教授方もそういった方々でした。ところが、法曹養成では、かつては国が教育することをしないで、個人の努力に負っていたわけです。そして司法試験があった。

法科大学院の制度となって、国が本気になって責任を持つということに決めたのかということ、スタートの時点ではそうではなかったように思うのです。中途半端であったと。

法科大学院に対して国が責任を持つのであれば、そこには必ず競争という原理が働くべきで、教官はもちろんとして、学生の方にもです。単に適性試験で何となく点数を取ればよい、下位15%だけが落ちますよと。そのほかの者については、各大学の判断で入学させてもよいような、そのような甘さがあったのではないかと思うのです。何か適性試験そのものが隠れ蓑に、あるいは言い訳になって、法科大学院に、どの大学とは言いませんが、広く受け入れてしまっているのではないのでしょうか。どうでしょうか、教えていて、この学生は無理なの

になあ、と思わないですか、先生方は。

○後藤教授 学生についてですか。

○国分委員 はい。

○後藤教授 中には、この調子では無理だろうと感じる学生がいることはあります。

○国分委員 さほど多くはないと。

○後藤教授 私の経験では多くはないですけども。

○国分委員 そこで私が思うのは、エリート校の教授だけでなく、底辺の合格率の低いところにも、今日座っていただきかった、ということです。

○後藤教授 ただ、教育というのは、伸ばすことを考えるわけです。ですから、教える立場ではどうしても潜在的な力がいつか開花するのではないかと期待する。それも心理的に当然な部分があります。実際どこかで化ける人もいますわけです。ですから、どの段階で見切れるのかは、非常に難しいです。難しいだろうと思っていた人が、修了してからも大変に頑張っ、とうとう合格できましたという例を聞いたりしますので、そういう人を切り捨てればよかったとも言えない。ここは非常に難しいところです。

それから、先ほどの教員の競争という点について少し付け加えます。従来、日本の大学では、教員の評価は研究業績を中心に行われてきたと思います。最近ではだんだん、例えば学生の授業評価なども人事評価に考慮しようかといった動きが出てきてはいます。けれども、その意識はまだ弱いようです。教育にどれくらい貢献しているかを教員評価においてもっと重視するようになっていくことが望ましいと、私自身は考えております。

○佐々木座長 ありがとうございます。どうぞほかに。それじゃ翁さんから。

○翁委員 どうも御説明ありがとうございました。

2つお伺いしたいんですけども、法学部出身の未修者の方というのはいらっしゃるんでしょうか。それで、そういった方々を御覧になっていて、法学部の学部での教育ということについてどういうふうにお感じになっているかということが1つです。

あともう1つは、予備試験でありますけれども、一方でやはりすごく法曹になるまでの時間が非常にかかるという印象を持っている学生は多いはずで、そういう人のためにやはり飛び級とか、そういうことを考えるという考え方もあるのではないかと。1番目の質問と学部での教育ということとちょっとリンクする話ですけども、その辺のお考えを教えていただきたいと思います。

○後藤教授 この点については、法科大学院の中でもいろいろな意見があります。実はこの点について、井上委員と私の意見は少し違うかもしれませんが。私の実感では、現在の法学部で私たちが法科大学院未修の1年次でしているような教育をすることは非常に難しいと思います。そういう、専門家になることを目指したインテンシブな教育というのは、その目的意識を明確に持った人たちだけが集まったときに初めてできるのだと思います。法学部では、いろいろな志望の学生がいるので、本当にインテンシブな教育は難しいです。ですから、私は、法学部を出て未修コースに入るのは全くおかしくないと考えています。むしろその方が適切な人はたくさんいるし、そもそも今の法学部のやり方で、本当に既修コースに入るのにふさわしい人をどれだけ育てられるのかについて、むしろ疑問を感じるところでございます。

それから、飛び級の問題ですね。飛び級入学は現に行われておりまして、私どもの法科大学院でも年に1人くらいは学部の3年生から入ってくる例がございます。ただし、これには

かなり厳しい条件を付けておりますので、余り広がってはいません。ここも法科大学院の中でいろいろな意見があると思います。けれども、私自身は、それを広げることが本当によいことなのかどうか考えてしまいます。確かに若いときから法律家になりたいと考えている人にとっては、それによって学習期間が短縮されるメリットがあるけれども、法律家というのは大人の職業といえますか、人情とか世の中がどういうものかをある程度分かった上ですべき仕事です。法律学は大人の学問だと言われます。そうすると、余り若いときから法律ばかり勉強するのが良いのか、という問題意識も私にはございます。本来、法科大学院というのは、学部を出た人を入れるというアメリカ的なプロフェッショナルスクールを想定していたので、そういう考え方だと余り飛び級を重視することにはならないでしょう。その辺の調整が難しいのだと思います。

○佐々木座長 それじゃ、鎌田委員。

○鎌田委員 これまでのお話の中にもいろいろ出てきているんですけども、ロースクールは、それぞれのロースクールの個性がかなり違っていて、どこかの例を余り一般化するというのはよくないというふうに思うんですけども、今日は自分のロースクールの話ということでお話しさせていただければと思います。早稲田大学のロースクールでは、飛び級と、それから今、学部で早期卒業というのをやっておりますので、3年を修了した段階で法科大学院に入ってくるという人を、必ずしも数は多くありませんけれども、一定数受け入れて、優秀な成績を上げています。

それから、逆の形で法学部を出ていながら未修者として入学するのはいかがなものかというお話があったんですけども、私はどちらかというの後藤先生の方に意見が近いです。実際に早稲田大学の場合には、当初、法律試験を課さないで入学を許可して、そして入学者の中で法律の試験をして、1年の法律基本科目を全部免除するに足りる人は既修コースにというふうにしていたのですけれども、発足当初、300人の定員のうち少なくとも100人はこれに合格するだろうと思っていたのですけれども、ほとんどいませんでした。つまり、1年生で学ぶ必修科目全部について合格点を取れない限りは免除できないという考え方でいくと、これに該当する人はほとんどいなかったのです。それで、余り人数が少ないとクラスが編成できないので、若干基準を緩めて20人程度で既修クラスを編成しました。残り2年で新司法試験に合格できる程度まで満遍なく全ての科目をきちんと勉強している学生というのは、初期のころの方が多かったはずなんです。というのは、旧試験に合格しようとして勉強していた人たちが多かったからです。それでも本当に1年の科目を全部免除するに足りるという人は非常に少なかった。それが、今、旧試験を目指してきた受験生は減っているわけですから、もっともっと法学部出身者の学力は低くなってきている。何人かの方が言われたんですけども、法学部の段階ではある特定の科目をすごく深く勉強するという勉強の仕方のできるわけですし、法律を通じてリベラルアーツ的にいろいろなことを勉強するという勉強の仕方もある。

しかし、法科大学院の既修者で入ってくるためには、やはり1年生でやるべき基本科目は全部満遍なくできていなければいけないという、こういう目で見ると、本当に既修者コースに入ってすぐに対応できる学生というのは、実はそんなに多くないだろうと思います。それ以外の方が未修コースに入って基本からきちんとやり直すということには、意味がある。我々の法科大学院では、初期のころは既修者試験に合格した人にも、あなたのこの点では苦

労するんだから、未修者からやり直ささいという指導をして、かなり法律ができるけれども未修者からやり直して成長した学生は相当数いました。こういう考え方は1つあり得ると思います。

ただ、そうした環境の中に純粹未修者が入って、全く対等に対応できていくかというところ、そういうことのできる人もいます。恐らく多くの有力校で、特に初期のころは、首席で卒業した人は純粹未修というところも多かったのではないのでしょうか。他方で、やはりなかなか法律学になじめないで苦勞する人もいるというので、1年生については、進級判定を厳格にして、もう1年やり直さないと2年以降でついていけない人は、1年生の段階で2年間やっていただく。それでもなじめない人は自動退学というふうな形で進めてきています。今、そういうようなやり方が相当広がっているのだから、標準年限での修了率は、全体的にすごく下がってきています。ですから、制度的に入り口で縛りをつけるのではなくて、共通到達度確認試験なども活用しながら、中に入ってきて早く対応できる人はできるだけ早く進級させてやるし、時間のかかる人はじっくり教育をしてあげる体制を整備して、それぞれの特性に応じた勉強をさせながら出口を絞っていくというのが正道じゃないかというふうに、私は思っています。

○佐々木座長 それではほかに。丸島さん、どうぞ。

○丸島委員 法科大学院制度をつくるに当たって、やはり法曹養成のための専門教育というのは、基本的に大学という学術の場に投げられたというか委ねられました。そういう意味で大学は極めて重大な責任を負うことになったのだらうと思います。もちろん私ども実務家も共同してこれを一緒に担っていくということで責任を負っており、これからはしっかりとやっていきたいと思っておりますが、しかし、法科大学院の全体に、現状に対する危機感というものについて、必ずしも十分に共有できていない部分があるのではないかと、もちろん後藤先生が一貫して極めて熱心に取り組んでいただいていることは重々よく理解しておりますが、法科大学院全体として見たときに、その危機感の共有というものがどうももどかしいというのが、率直なところ思っております。今日は、いろいろな改善点をお話しいただきましたが、この間志願者が減り続けていることや、経済的負担の問題、それから就職問題、合格者の数の問題など、いろいろ御指摘がありまして、これは私どもの危機感の程度や認識といささか違うところもありますけれども、そのことを指摘申し上げた上で、しかし今日の御発言の中で、今後の改善策について、地方や夜間の法科大学院への配慮にも留意しつつ、入学者の実数に見合う定員への統廃合ということ、後藤先生がお話しいただきました。私もこの点について同様の意見であります。

ところでこの間、文科省が様々な努力をされてきているわけですが、今、この検討会議では、さらに進んで何らかの措置が必要ではないかというところに踏み込んだ検討を、前回辺りからしているわけですが、その辺りのことについて後藤先生の御感想、御意見がありましたら承りたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○後藤教授 これも法科大学院の中では、各校の置かれた状況が違いますので、大きく異なる意見があると思います。ただ、私自身が今考えていることを申し上げますと、まず基本は各法科大学院の自律的な努力と、競争による淘汰に委ねることだと思っております。いずれにしても、入学者がいなくなれば教育機関としては撤退せざるを得なくなる。これは明らかですので、避けられないと思います。それでは時間がかかりすぎるという御意見もあるのだと思います。

しかし、何らかの新しい制度を作って強力的に統廃合させようとしても、新しい法律を実際に適用するまでには時間がかかるので、それほど速効性があるのかどうか疑問に思います。

もし、それでも、例えば法律を改正して、より強力な法的措置をとることを検討されるのであれば、その場合には2つのことをお願いしたいと思います。1つは、設置認可とか認証評価なども合わせて、制度全体の整合性がとれる、矛盾のないようなものにしていただきたいということです。もう1つは、外形的な数字だけを基準にするのではなくて、各校の持っている実質的な教育力を見るという観点が必要です。新しい仕組みを作るのであれば、そういう制度を設計していただきたいということは、お願いしたいと思います。

○佐々木座長　じゃ、橋本オブザーバーの方から御発言の要求があります。

○橋本オブザーバー　ありがとうございます。2つ質問させてください。

1つは、この前、私どもが一橋大学の法科大学院に視察に行ったときの意見交換の場で、教員の方から適正規模という言葉が出て、「一橋大学は適正規模」というお話がありました。そのときにおっしゃっていたのは、教員間の連絡も密にできるし、学生の面倒も見られるしと。学生の方からも、非常に目が行き届いていて学習しやすいというような発言があったと思います。先生の立場から見て適正規模というものをどうお考えになっているかというのが1点。

第2点目は、地域の方や法科大学院の方からは地域適正配置というものを考えてほしいということが、よく言われていると思いますが、それについて先生はどう思われるか、それから、どうすれば地域適正配置を達成できるのか、そのためにはどういうふうにしてほしいとか、そういうことがあれば御意見をお伺いしたいと思います。

○後藤教授　まず適正規模について、私どもは現在1学年85人の規模になっております。1年生は1クラス、2年生、3年生は2クラスという編成で、その規模だと、入学者をかなり厳格に絞れるとか、1つの科目は学生全員を1人の教員が教えることができるとか、お互いに顔を覚えるような環境で勉強ができるということがあります。これくらいの規模だと、特に学生同士が切磋琢磨して共通の目標を目指そうという一体感が生まれやすいのだと思います。ですから、これは私どもにとっては適正な規模であって、それが良い効果を上げていると認識しております。ただし、全て定員を85人にするのが良いと言われると、各校それぞれのもつ条件、例えば持っている教育資源がどれくらいあるのかとも関係してくるので、一概には言えません。ただ、1つのクラス規模はなるべく小さい方が良いとは言えると思います。それが数人では少なすぎますけれども、そこそこの数があるなら、クラスの人数は少ない方が良いと思います。

それから、地域適正配置の問題です。司法試験の合格率から見ると、余り効果が上がっていないと言われるような大学でも、個々の教員を見ると非常に熱心に一生懸命教育している例があることを私は承知しております。ですので、統廃合をいうこと自体が、なかなか苦しいところではあります。けれども、それは避けられない。しかし、その中でも、適正配置の考慮は、私自身は必要だと思えます。もともと改革審の意見書でも適正配置が言われていました。地方の問題だけではなく、夜間の法科大学院のようにいろいろな条件のある人が学べるようにすることは大事だと考えております。

ただし、大学がどんなに工夫しても、入学者が確保できなければ、やっていけないと思います。ですから、一定の数の人たちがそこに入って勉強したいと思えるような魅力を示せる

かどうか重要だと思います。そういう魅力を出していくことは、かなり本格的に力を注入していかないと、各校個々の教員の努力だけでは、なかなか難しいのではないかと思います。例えば教育資源についても、これをだれがするかは問題ですが、手薄なところどこから何年間か派遣する、いわば助っ人的教員のようなことも考えて、各校それぞれの特徴が魅力になるようなものとしてつくりたいと、数だけ分散して配置しようとしても、効果を上げるのは難しいのではないかと思います。適正配置は必要な配慮ですが、それを実現するためには、本格的に力を入れる政策が必要であろうと思います。

○佐々木座長 まだ質問等あるかと思いますが、時間が超過しておりますので、これで後藤さんへの御質問等は終わりにさせていただきます。どうも御苦労さまでございました。ありがとうございました。

そこで、あと少しの時間、お願いをいたします。

前回は教育の質の向上を中心にしていろいろな観点から、法科大学院の今後の在り方について御意見をいただいたところであります。お手元の資料1の14に、前回の本会議の議論を事務局で整理したものが載っております。組織見直しの必要性についての御意見、見直し促進の方策として、公的支援の見直しにとどまらない措置の必要性等についての御意見、さらに具体的に考えられる方策についての御意見、また実際に統廃合等を行う場合に留意すべき点についての御意見、そして組織見直し促進方策の検討方法についての御意見等がそこにまとめられております。これは大変重要な論点でございますが、もし何か追加的にこういう点も検討すべきであるという御意見があれば、ここで追加的に伺わせていただきたいと思っているわけでございます。時間がなくなって誠に申し訳ございませんけれども、何かお気づきの点ございませんでしょうか。

今日は、田島さんから人的支援の話なんかちょっと話題に出ましたので、そのような観点も入ろうかなというふうには思いますけれども、そういう意味で追加的にこういう方策の提案があったということでございます。

○田島委員 この入学募集をしておられる各大学のパンフレットなんかに、自分のところの今の合格率というのをきちっと明示すべきだと思うんです。だって、法科大学院に入る人というのは合格できるようにと思って入るわけでしょう。別に教養を身に付けるために法科大学院に来ているわけではないんだと思うんです。我が校はこういうことをやっています、ああいうことをやっていますということは盛んに言われていますけれども、一体ここは去年の合格率は何%でしたかという、何人合格されたかとか、そういうのをきちっと義務的に掲示しなくてはいけないというのを出さないといけないのではないかと思います。

○佐々木座長 これは組織の見直しの話とは、ちょっと今の話は違う問題だろうと思いますが、何かございますか。

○井上委員 1点だけ。基本的な情報は、入試のパンフレットというよりは、各校の基本的な情報は開示するようにと、そういうことになっていまして、認証評価でもその点はチェックされます。それと今の御前提では、学生はだまされて入ってくるんじゃないかということなんです。私はロースクールをずっと回って学生にも直接インタビューするんです。学生は基本的な情報は十分知っています。十分知っていて何で入ってくるのと、こういういやらしいことを聞くんですけれども、自分が努力すれば自分だけは別だろうと、こういう感じの人がいて、態勢は詐欺的かもしれませんが、被害者は詐欺に遭っていない。ちょっとこのと

ころはまずいんですけれども、情報は十分彼らも知っています。

○**田島委員** それは詐欺に遭ったというのをやはり気づくのが遅いんですよ。三振した後で気づくわけですから。

○**佐々木座長** お話は分かります。議論をするのは構いませんけれども、とにかく組織の見直しの話との関係で、ちょっと今はそっちに時間がないものですから、限らせていただきたいんです。清原さん何かありますか。

○**清原委員** 本日は未修と既修ということに分けていろいろなデータもいただきました。先ほど委員のどなたかから、全ての法科大学院が未修生を受け入れなくてもよいのではないかというような御意見もありましたので、その未修・既修ということについては、余り組織の定数を検討するときに、基準としては書いていないんですけれども、例えばそういう論点で、何か専門化を図ることであることが必要です。あるいは、鎌田委員がおっしゃったんですけれども、法学部既修なんだけれども、実際はなかなか学部時代にまだ法科大学院の基礎を学ぶには至っていないという学生について、御懸念の御意見もあって、それなりの適切な対応をこれまでしてこられたと思うんですが、既修・未修という分け方についても、本来的にどうなのかというような根本的な問いかけがあると思うんです。法学部の既修者が未修に多く現在もいるということは、ひょっとしたら基本的には3年かかるかもしれない、ただし、その成績によっては、早く修了できるというようなコースが予定されるかもしれない。あらかじめ既修・未修ということに分けることの要否とか、そういうことについても何か問題提起があったように思っていて、受入れの定数のときの基準にそうした何か配慮が必要かもしれないというふうに感じました。以上です。

○**佐々木座長** 翁さん、どうぞ。

○**翁委員** 今の点に関連して、私も萩原委員の意見と一緒に、特に実績の出ていないようなところについて、必ずしも未修コースを必ず設けなければいけないということにしないでいいのではないかと。むしろ全体でシェアを広げるように、シェアを一定程度心がけるようにすればどうかというふうに思いますのと、あと同時に、今日ありました共通到達度確認試験というのを今度設けるとすれば、そこでセレクトされた人たちが全体として累積合格率の7、8割ぐらいに、既修と合わせて、候補者と合わせて考えていくという考え方もあるのかなと。ですから、未修者は幅広く受け入れるけれども、合格者を絞ったところでの定員数がどのくらいなのかということをしチェックしていくという考え方もあるのかなというふうに思います。

○**佐々木座長** 国分さん。

○**国分委員** 法科大学院は多様な人材をとということでございましたが、その多様な人材ということにこだわりすぎる必要はないのではないかと、というのが、私の感覚でございます。他分野からの法学部以外の学生でも、適性試験で上位に入っていれば、高い確率で合格するでしょう。しかし下位の者まで入学させる必要はない。高いレベルで線を引いて、その上での競争があるべきであって、他分野の人材を求めるという理由で、余りにも下位の者が入学できてしまうのには問題があると思います。

加えて、他分野からの学生が本当に必要なのでしょうか。むしろ法曹になってから、他分野でのお付き合いの中で自分の能力を伸ばしていくという考え方であってもよいのではないかと、思います。いずれ法科大学院が成熟していけば、その中でいろいろな分野に向かうスペシ

ャリストの芽を育てていくことにもなろうかと期待するものであります。

○佐々木座長 ありがとうございます。和田委員，どうぞ。

○和田委員 統廃合についてなんですけれども，統廃合をどう行うかについて，もしこれを司法試験の合格率を主な指標として行うということであれば，疑問を感じます。先日述べさせていただきましたように，法科大学院での教育には基本的なところで問題があるというふうに思っています。そして，私の認識では，司法試験の合格率は必ずしもその法科大学院での教育の善し悪しを十分反映したものではないというふうに思います。その主な理由は，2つあると思います。

1つ目ですけれども，例えば，既修者枠が未修者枠よりも多い法科大学院の方が，そうでないところよりも司法試験の合格率は良くなるわけですし，その既修者は，法科大学院入学以前は，従来は旧司法試験の勉強を自分であるいは予備校で行ってきたわけです。したがって，入学時点で司法試験の合格直前までの学力を身に付けた人を多く入学させることができたかによって，その法科大学院の司法試験合格率は大きく左右されるということになるわけです。

それから，2つ目としては，司法試験の受験指導は公式には禁止されているわけですが，多くの法科大学院では表に現れないような形で特に弁護士による受験指導を行っているというのが現状です。そうすると，いわば文科省にばれないようにうまく十分受験指導したかどうかで統廃合となるかどうかが決まってくるということにもなるわけで，そのような本音と建前とが大きく違っているという現状を前提にすると，それを度外視した措置というのは，法律家を育てる法曹養成制度の改革の方向としては疑問があるように思います。法科大学院制度については，本音と建前がこれほど違う制度はほかにないという学生の声を非常に多く聞きます。

私としては，既にお話ししましたように，基本科目については原則として司法試験に合格し，司法修習を経験したことを教員資格にすべきであるというふうに思いますので，もし統廃合をするというのであれば，そのような教員を集められないところこそが統廃合の対象とならすべきである，というふうに考えています。以上です。

○佐々木座長 そこで私が今日御提案したいのは，何か具体案をいきなり出すということはどうするか，どうお考えですかということをお聞きしようというよりも，先ほど来ございましたが，あるいは前回の議論でありましたように，様々な措置を講ずるべきであるという御議論が出たんですけれども，その場合，こういう措置を講ずるとどうい問題が想定されるのか，また，そういうことについてあらかじめちょっとたたき台をつくって整理をしておく必要がある。その上でどうするかという話に，具体的話に入っていくということになると思いますので，今日御議論いただいたものも含めましてどのような措置を講じられるか，その場合にどのような問題が想定されるかということについては，既に皆さんからも御指摘があったところで，例えば今の和田さんの御意見もある意味ではそういう問題に関わる点があるだろうと思いますし，お二人から出た話も関係する可能性は十分あると思うんですけれども，いずれにせよ，どういう措置を講ずるとどのような問題を想定しなければいけないのかということについて，とりあえず少し作業をあらかじめお願いしておきたいというのが座長としての御提案でございます。

できますれば，事務局を中心にしまして，関係の深い委員にお声をおかけし，関係官庁，

それからこれはいろいろな制度問題になりますと、関係機関もございますので、こういう措置をとるとどういう問題が出てそれにはどういう対応を考えなければいけないかというようなことについて、検討をあらかじめさせていただきたい。それはどこかの段階でこの会議で御紹介をして、どうするかという結論については皆さんから御議論をいただきたいということで、どのような問題が想定されるかも含めて、全部をここでゼロから議論しますと、これはちょっと我々の持ち時間との関係で、ちょっと間尺が合わない可能性がありますので、非常に限定された意味での準備作業を少しさせていただけないだろうかということをございます。その際には、関係の委員には御協力を可能な限りいただきたいということで、そしてしかるべき時期までに報告をお願いして、それで最後のどうするかという話を皆さんで御議論してもらいたいというふうに思っておりますので、この点、御了承いただけますか。

(一同了承)

○佐々木座長 それじゃ、これはいわゆる検討の検討みたいな仕事でございますので、改めてお時間をとって恐縮ですが、事務局から接触がありました場合には御協力のほどよろしくお願いをいたします。

終了時間をはるかに過ぎてしまいまして、誠に不手際で申し訳ございません。今日はこれまでとしたいと思います。次回の予定についてお願いします。

○松並官房付 次回は12月25日火曜日午前10時から午後零時まで、場所はこの会議室で行います。詳細につきましては追ってお知らせいたします。以上です。

○佐々木座長 本日はありがとうございました。よろしく申し上げます。

—了—